

令和5年3月13日（月曜日）

○出席議員（12名）

議 長	清 水 文 雄 君	7 番	生 田 勇 人 君
1 番	土 屋 克 之 君	8 番	恩 道 正 博 君
2 番	西 尾 雄 次 君	9 番	北 川 悦 子 君
3 番	米 田 一 香 君	10 番	夷 藤 満 君
4 番	磯 貝 幸 博 君	11 番	中 川 達 君
6 番	七 田 満 男 君	12 番	南 守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	町民福祉部住民課担当課長 兼環境管理室長	宮 崎 重 幸 君
教 育 長	桐 山 一 人 君	町民福祉部 子育て支援課長	吉 田 真 理 子 君
総 務 部 長	松 井 賢 志 君	町民福祉部保険年金課 担当課長兼福祉課担当課長 兼保険年金課保健センター所長	上 前 久 美 子 君
町民福祉部長 兼保険年金課長	北 野 享 君	町民福祉部 福祉課長	山 田 卓 矢 君
町民福祉部担当部長 (住民・子育て支援担当) 兼住民課長	中 川 裕 一 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長	奥 田 隆 幸 君
都市整備部長 兼北部開発推進室長	上 前 浩 和 君	都市整備部地域産業振興課 担当課長兼観光振興室長	長 谷 川 万 里 子 君
都市整備部担当部長 (企画・地域産業振興担当)	上 出 勝 浩 君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発推進室長補佐	渡 辺 崇 君
教育委員会教育部長 兼学校教育課長	堀 川 竜 一 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	法 利 康 博 君
消防本部消防長	高 道 三 春 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	福 島 誠 一 君
総務部総務課長	宮 本 義 治 君	教育委員会教育部文化スポーツ課長 兼図書館長兼男女共同参画室長	四 月 朔 日 松 英 君
総務部財政課長	北 正 樹 君	消防本部消防次長 兼消防署長	重 島 康 人 君
総務部税務課長	神 農 孝 夫 君		

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	助 田 有 二 君	事 務 局 書 記	小 坂 し お り 君
事務局参事兼次長	川 端 誠 矢 君		

○議事日程（第3号）

令和5年3月13日 午後1時開議

日程第1

議案一括上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和4年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕から

議案第24号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまで

日程第2

追加議案の上程

議案第25号 副町長の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明

日程第3

議会議案第1号 内灘町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

日程第4

議会議案第2号 内灘町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

午後1時00分開議

○開 議

○議長【清水文雄君】 ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長【清水文雄君】 本日の会議に説明のため出席している者は、2月27日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、橋本良地域産業振興課長より、本日の会議を欠席する旨の届出が出ております。ご了承願います。

○議案一括上程

○議長【清水文雄君】 日程第1、去る3月1日、各常任委員会に付託いたしました議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕から議案第24号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの24議案を一括して議題といたします。

○常任委員長報告

○議長【清水文雄君】 これより各常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

中川達総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員長 中川達君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【中川達君】 令和5年内灘町議会3月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第2号令和4年度内灘町一般会計補正予算（第9号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、6項監査委員費、7項交通安全対策費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費1

項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金2項基金費の各款項並びに第2条地方債の補正、第3条繰越明許費、2款総務費1項総務管理費、4項選挙費、6款農林水産業費1項農業費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第6号令和4年度内灘町水道事業会計補正予算(第2号)、議案第7号令和4年度内灘町下水道事業会計補正予算(第3号)の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号令和5年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費、7項交通安全対策費、3款民生費4項災害救助費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費1項農業費、2項林業費、3項水産業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、11款災害復旧費1項公共施設公用施設災害復旧費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金1項普通財産取得費、2項基金費、14款予備費1項予備費の各款項並びに第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、議案第8号令和5年度内灘町一般会計予算について、附帯意見を報告させていただきます。

まず、公共交通機関の通学定期購入に係る費用の助成についてであります。

昨今、物価高騰が続く中、北陸鉄道の電車運賃の値上げが計画されています。保護者の負担軽減を図るため、電車の通学定期券購入費

の助成について前向きに検討されるよう、申し添えます。

次に、内灘海岸のにぎわい創出であります。

令和5年度当初予算案では、内灘海水浴場の開設費用が計上されていませんが、内灘海岸のにぎわいを創出するためには、継続して海水浴場を開設することが必要であると考えます。令和5年度の海水浴場の開設について検討されるよう申し添えます。

議案第13号令和5年度内灘町水道事業会計予算、議案第14号令和5年度内灘町下水道事業会計予算の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号内灘町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第16号内灘町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第17号内灘町情報公開条例等の一部を改正する条例について、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての4議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和5年3月13日

総務産業建設常任委員会委員長 中川達

○議長【清水文雄君】 土屋克之文教福祉常任委員会副委員長。

[文教福祉常任副委員長 土屋克之君 登壇]

○文教福祉常任副委員長【土屋克之君】 令和5年内灘町議会3月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第2号令和4年度内灘町一般会計補正予算(第9号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社

会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項並びに第3条繰越明許費、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費4項社会教育費の各款項につきましては、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第3号令和4年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第4号令和4年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第5号令和4年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第3号)の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号令和5年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項国民年金事務取扱費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号令和5年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第10号令和5年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第11号令和5年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号令和5年度内灘町介護保険特別会計予算の4議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第19号内灘町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について、議案第20号内灘町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、議案第21号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第22号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議

案第23号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第24号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての6議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和5年3月13日

文教福祉常任委員会副委員長 土屋克之

○議長【清水文雄君】 これをもって各委員会の報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【清水文雄君】 なお、通告期限までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○討 論

○議長【清水文雄君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【清水文雄君】 これより議案の採決に入ります。

なお、夷藤議員におかれましては、体の都合により、座席において挙手による採決を認めます。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度内灘町一般会計補正予算(第8号)〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【清水文雄君】 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○議長【清水文雄君】 次に、議案第2号令和4年度内灘町一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【清水文雄君】 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長【清水文雄君】 次に、議案第3号令和4年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第4号令和4年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第5号令和4年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第6号令和4年度内灘町水道事業会計補正予算(第2号)、議案第7号令和4年度内灘町下水道事業会計補正予算(第3号)の5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【清水文雄君】 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第7号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【清水文雄君】 次に、議案第8号令和5年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【清水文雄君】 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長【清水文雄君】 次に、議案第9号令和5年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第10号令和5年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第11号令和5年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号令和5年度内灘町介護保険特別会計予算、議案第13号令和5年度内灘町水道事業会計予算、議案第14号令和5年度内灘町下水道事業会計予算の6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【清水文雄君】 起立全員であります。よって、議案第9号から議案第14号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【清水文雄君】 次に、議案第15号内灘町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第16号内灘町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第17号内灘町情報公開条例等の一部を改正する条例について、議案第18号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号内灘町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について、議案第20号内灘町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、議案第21号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第22号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例について、議案第23号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第24号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての10議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【清水文雄君】 起立全員であります。よって、議案第15号から議案第24号までの10議案は、原案のとおり可決されました。

○追加議案の上程

○議長【清水文雄君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第25号副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

○提案理由の説明

○議長【清水文雄君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議をいただき、今ほどは全ての議案について議決を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号 副町長の選任につき同意を求めることにつきましては、現在空席となっております内灘町副町長に上出孝之氏を4月2日付で選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長【清水文雄君】 提案理由の説明は終わりました。

○質疑・委員会付託・討論の省略

○議長【清水文雄君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、人事に関する案件につき、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○表 決

○議長【清水文雄君】 これより議案の採決に入ります。

お諮りいたします。議案第25号副町長の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【清水文雄君】 起立全員であります。よって、議案第25号は、これに同意することに決定いたしました。

○議案の上程

○議長【清水文雄君】 日程第3、議会議案第1号内灘町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

○提案理由の説明

○議長【清水文雄君】 提出者から提案理由の説明を求めます。10番、夷藤満議員。

夷藤満議員におかれましては、自席から着座にて発言することを認めます。

○10番【夷藤満君】 （自席より）議会議案第1号内灘町議会の議決すべき事件を定める条

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員